

国際関連情報 FASB 情報

FASB の動向 (2019年8月～2019年10月)

ASBJ 専門研究員 えんどう かずと
遠藤 和人

ASU案(公開草案)「金融商品—信用損失(トピック326)、デリバティブ及びヘッジ(トピック815)並びにリース(トピック842):適用日」の公表(2019年8月)

米国財務会計基準審議会(FASB)は、2019年8月15日に会計基準更新書(ASU)案(公開草案)「金融商品—信用損失(トピック326)、デリバティブ及びヘッジ(トピック815)並びにリース(トピック842):適用日」を公表した。コメント期限は2019年9月16日であった。

本公開草案では、米国証券取引委員会(SEC)登録企業(小規模登録企業を除く。)の新会計基準の適用時期と、それ以外の企業の適用時期との間に、原則として2年間の間隔をあげるという基本的な考え方が示されている。具体的には、図表1、2のとおり適用時期の変更が提案されている。

- ASU第2016-13号「金融商品—信用損失(トピック326):金融商品に係る信用損失の測定」

【図表1】

	SEC登録企業	その他の公開企業	非公開企業その他
変更前	2019年12月15日より後に開始する事業年度	2020年12月15日より後に開始する事業年度	2021年12月15日より後に開始する事業年度

変更後	変更なし。ただし、小規模登録企業は2022年12月15日より後に開始する事業年度とする。	2022年12月15日より後に開始する事業年度
-----	----------------------------------------------	-------------------------

- ASU第2017-12号「デリバティブ及びヘッジ(トピック815):ヘッジ活動に関する会計処理の的を絞った改善」
- ASU第2016-02号「リース(トピック842)」

【図表2】

	公開企業	その他の企業
変更前	適用済み(2018年12月15日より後に開始する事業年度)であり、変更はない。	2019年12月15日より後に開始する事業年度
変更後		2020年12月15日より後に開始する事業年度

いずれも早期適用は認められるとされている。

ASU 案（公開草案）「金融サービス—保険（トピック 944）：適用日」（2019 年 8 月）の公表（2019 年 8 月）

FASB は、2019 年 8 月 21 日に、ASU 案（公開草案）「金融サービス—保険（トピック 944）：適用日」を公表した。コメント期限は 2019 年 9 月 20 日であった。

本公開草案は、2018 年 8 月に公表された ASU 第 2018-12 号「金融サービス—保険（トピック 944）：長期保険契約の会計処理に関する的を絞った改善」について、図表 3 のとおり適用日を延期することを提案しているものであり、SEC 登録企業とその他の企業の適用日を原則として 2 年間の間隔をあけるという基本的な考え方は、前述の公開草案と同様である。

【図表 3】

	SEC 登録企業（小規模登録企業を除く）	その他の企業
変更前	2020 年 12 月 15 日より後に開始する事業年度	2021 年 12 月 15 日より後に開始する事業年度
変更後	2021 年 12 月 15 日より後に開始する事業年度	2023 年 12 月 15 日より後に開始する事業年度

いずれも早期適用は認められるとされている。

ASU 案（公開草案）「参照金利改革（トピック 848）：財務報告における参照金利改革の影響の軽減」の公表（2019 年 9 月）

FASB は、2019 年 9 月 5 日に ASU 案（公開草案）「参照金利改革（トピック 848）：財務報告における参照金利改革の影響の軽減」を公表した。コメント期限は 2019 年 10 月 7 日であった。

本公開草案は、参照金利をより観察可能で不正操作の疑いのない取引に基づいたものとすべく、世界中の規制当局により行われている参照金利改革に起因して生じる会計上の論点についての対応を提案しているものである。

具体的には、参照金利改革に関連した条件変更については、定量的なテストを行うことなく契約の継続とみなすことができることや、ヘッジ会計を継続することができるという便法を、企業が選択することができるということが提案されている。また、本公開草案の適用は期限付きの取扱いであり、2022 年 12 月 31 日までに発生した条件変更やヘッジ関係に適用されると提案されている。

ASU 案（公開草案）「負債（トピック 470）：区分貸借対照表における負債の分類の簡素化（流動・非流動の分類）」の公表（2019 年 9 月）

FASB は、2019 年 9 月 12 日に ASU 案（公開草案）「負債（トピック 470）：区分貸借対照表における負債の分類の簡素化（流動・非流動の分類）」を公表した。コメント期限は 2019 年 10 月 28 日であった。

本公開草案は、2017 年 1 月に公表された公開草案の改訂である。2017 年の公開草案では、負債の流動・非流動の分類の原則として次の内容を提案していたが、この点の変更はない。

- 負債が以下のいずれかの条件を満たした場合

には、非流動負債に分類される。

- (1) 負債が、契約上、貸借対照表日後1年（又は営業循環期間がそれより長い場合はその期間）より後に決済されることになっている。
- (2) 企業が、負債の契約上の決済を、貸借対照表日後1年（又は営業循環期間がそれより長い場合はその期間）より後に繰り延べる契約上の権利を有している。

本公開草案では、上記の負債の分類の原則の適用にあたり、未使用の長期のファイナンス契約については考慮しないことや、コベナンツに抵触した場合の猶予期間が契約上与えられている場合は、これを考慮すべきことが追加で示されている。